

データ越境安全評価弁法（意見募集稿）について


 弁護士法人大江橋法律事務所
 弁護士 松本亮

PROFILE

一. はじめに

中国では、サイバーセキュリティ法、データ安全法に続き、2021年11月1日、個人情報保護法（以下合わせて「基本三法」といいます。）が施行されました。これを受け、2021年10月29日、国家インターネット弁公室（以下「CAC」といいます。）は、基本三法を実施するための「データ越境安全評価弁法（意見募集稿）」（以下「本弁法」といいます。）を公開し、同年11月28日までの1か月間に亘って意見を募っています。

本弁法はまだ意見募集の段階であり、今後変更される可能性があります。データの越境移転を行うにあたって必要とされる安全評価は、いかなる場合にどのように実施すればよいかの規定されており、非常に参考になると思われるため、本稿において紹介させていただきたいと思えます。

二. 越境移転について

法律	条文	対象者	対象データ	原則	例外
サイバーセキュリティ法	37条	CIIO	重要データ及び個人情報	域内保存が原則	必要がある場合には安全評価
データ安全法	31条前段	CIIO	重要データ	域内保存が原則	必要がある場合には安全評価
	31条後段	CIIO以外のデータ処理者	重要データ	本弁法による	
個人情報保護法	40条	CIIO・大量個人情報処理	個人情報	域内保存が原則	必要がある場合には安全評価

三. データ処理者の安全評価義務

データ処理者が中国域内にて業務上収集・作成した重要データ及び法律に基づき安全評価を実施すべき個人情報を域外に提供する場合、本弁法の規定に従い、安全評価を

基本三法では、それぞれ越境移転に関して以下の表のとおり定められています。すなわち、重要情報インフラ運営者¹（以下「CIIO」といいます。）に該当する場合には、重要データ²及び個人情報について、中国域内³に保存するのが原則とされており、どうしても域外に移転する必要が生じた場合には、CACによる安全評価に合格しなければならないとされています。また、CIIO以外であっても重要データを取り扱うデータ処理者（以下「重要データ処理者」といいます。）は本弁法によるとされ、安全評価に合格しなければならないとされています。さらに個人情報保護法第40条によれば、処理する個人情報の数量がCACの規定する数量に達する個人情報処理者（以下「大量個人情報処理者」といいます。）は、個人情報を中国域内で保存するのが原則とされ、どうしても域外に移転する必要が生じた場合には、CACによる安全評価に合格しなければならないとされています。どのような場合に大量個人情報処理者に該当するのかは後述します。

実施しなければならないとされています（本弁法第2条）。

では具体的にどのような場合に、どのような安全評価を実施しなければならないとされているのでしょうか。

¹重要インフラ安全保護条例第2条によれば、「重要インフラ」とは、公共通信、情報サービス、エネルギー、交通、水利、金融、公共サービス、電子行政サービス、国防科学技術工業等の重要な業界・分野及びいったん機能が破壊、喪失又は漏洩した場合、国の安全、国民の経済生活及び公共の利益に重大な危害を及ぼすおそれのある重

要な情報インフラストラクチャーをいうとされています。

²重要データに関する定義は明らかにされていません。

³中国域内とは、香港、マカオ、台湾を除く地域を指すと思われます。

四. 越境移転に先立つ自己安全評価

本弁法第5条によれば、データ処理者が域外にデータを提供するにあたり、事前に越境リスクを自ら評価しなければならないとされており、重点的に評価しなければならないのは以下の項目とされています。

- (1) データの越境及び域外の受領者がデータを処理する目的、範囲、方式等の合法性、正当性、必要性
- (2) 越境データの数量、範囲、種類、センシティブの程度、越境データが国家安全、公共利益、個人あるいは組織の合法権益にもたらす可能性のあるリスク
- (3) データ処理者がデータ転送における転送リンクの管理、技術措置、能力等が、データ漏洩や損傷などのリスクを防止できるかどうか
- (4) 域外の受領者が負担する責任義務を承諾し、責任義務を履行する管理及び技術措置、能力等が、データ越境の安全を保障できるかどうか
- (5) データ越境及び再移転後の漏洩、既存、改ざん、濫用等のリスク、個人が個人情報権益を保護する方法が整っているかどうか
- (6) 域外の受領者と締結したデータ越境に関する契約がデータ安全保護責任義務を十分に約定しているかどうか

この第5条の主語である「データ処理者」は特に限定がないことから、重要データや個人情報を越境移転させようとするすべてのデータ処理者を指すものと思われます。

五. CACへの安全評価申請義務

データ処理者が域外にデータを提供するにあたり、以下のいずれかの事情に該当する場合には、所在地の省レベルのインターネット情報部門を通じてCACにデータ越境安全評価を申請しなければならないとされています（本弁法第4条）。

- (1) 重要な情報インフラストラクチャの運営者によって収集および生成された個人情報および重要なデータ
- (2) 越境データに重要データが含まれる場合
- (3) 処理する個人情報が100万人に達する情報処理者が域外に個人情報を提供する場合
- (4) 域外に提供した個人情報が累計10万人以上である場合又はセンシティブ個人情報が累計1万人以上である場合

- (5) CACが規定するその他申請を必要とするデータ越境安全評価の状況

安全評価申請の場合には、以下の材料を提出しなければならないとされています（本弁法第6条）。

- (1) 申請書
- (2) データ越境リスクの自己評価報告
- (3) データ処理者が域外受領者と締結した契約またはその他の法律効力を有する文書等
- (4) 安全評価に必要なその他の材料

当然のことながら、提出した評価材料が不十分又は要求に適合しない場合、適時に補充、更正する必要がある、補充又は更正を拒否する場合、CACは安全評価を終了することができるかとされています。また、データ処理者は提出した材料の真実性について責任を負い、故意に虚偽の材料を提供した場合、評価に従い不合格として処理されることになります（本弁法第13条）。

六. CACによる安全評価手続

安全評価申請を受けたCACは、申請材料を受領してから7営業日以内に受理するかどうかを確定し、書面で結果を通知しなければなりません（本弁法第7条）

その場合、CACは、データ越境活動が国家安全、公共利益、個人あるいは組織の合法的な権益にリスクをもたらす可能性があるかどうかに焦点をあて、主として以下の事項を中心に安全評価を行うとされています（本弁法第8条）。

- (1) データ越境の目的、範囲、方式等の合法性、正当性、必要性
- (2) 域外受領者が所在する国家又は地区のデータ安全保護政策法規及びインターネット安全環境が越境データの安全性に対する影響及び域外の受領者のデータ保護レベルが中国の法律、行政法規や強行的な国家標準の要求に達しているかどうか
- (3) 越境データの数量、範囲、種類、センシティブの程度、越境中及び越境後の漏洩、紛失、破壊、移転又は違法に取得され違法に利用されるなどのリスク
- (4) データ安全及び個人情報権益が十分有効に保障されているかどうか
- (5) データ処理者及び越境受領者がデータ安全保護責任義務について十分な契約を締結しているかどうか

(6) 中国の法律、行政法規、部門規則の状況を遵守しているかどうか

(7) CACが評価に必要と認めるその他の事項

CACが書面による受理通知書を発行した日から45営業日以内にデータ越境安全評価を完成させるものとし、状況が複雑又は補充材料が必要な場合は、延長することができますとされていますが、一般に60営業日を超えないものと規定されています(本弁法第11条1項)。また、安全評価結果は、書面による形式でデータ処理者に通知することとされています(同条2項)。

データ越境安全評価結果の有効期限は2年とされ、有効期間内に以下の状況のいずれかが発生した場合、データ処理者は改めて評価を申請しなければならないとされています(本弁法第12条1項)。

- (1) 域外にデータを提供する目的、方式、範囲、類型及び域外受領者のデータ処理の用途、方式に変化が生じ、又は個人情報や重要データを域外で保存する期限が延長された場合
- (2) 域外受領者の所在する国家や地区の法律環境に変化が発生し、データ処理者又は域外受領者の実際のコントロール権に変更が生じ、データ処理者が域外受領者との契約に変更等が生じ越境データの安全に影響を及ぼす可能性がある場合
- (3) 越境データの安全に影響を与えるその他の情勢

また、有効期限が満了し、継続して元のデータ越境活動を行う必要がある場合、データ処理者は60営業日が満前に改めて評価を申請しなければならないものとされ、改めて評価を申請する場合、データ越境活動を停止しなければならないとされています(同条2項及び3項)

七. 域外の受領者との契約

データ処理者が域外受領者と締結する契約は、データ安全保護責任義務を十分に約定しているものであり、以下の

内容を含むものとされています(本弁法第9条)。

- (1) データ越境の目的、範囲、方式等、受領者のデータ処理の用途、方式等
- (2) データの域外の保存場所、期限及び保存期限や合意目的が完成又は契約終了後に越境データの処理方法
- (3) 域外の受領者がその他組織、個人に再移転することを制限する合意条項
- (4) 域外受領者が実際のコントロール権又は経営範囲に実質的な変更が生じ、または所在する国家、地区の法律環境に変化が生じてデータ安全を保障することが難しくなった場合、採るべき安全措置
- (5) データ安全保護義務に違反した場合の違約責任及び執行力のある争議解決条項
- (6) データ漏洩等のリスクがある場合、応急処置を行うことに協力し、個人による個人情報権益保護に障害のない方法を保障すること

八. まとめ

本弁法によると、重要データ及び個人情報を越境移転しようとする場合の安全評価は以下の流れによって行われることになると思われます。

- (1) 越境移転に先立つ自己安全評価(すべてのデータ処理者)
- (2) CACによる安全評価(CIIO、重要データ処理者又は大量個人情報処理者)

なお、CACによる安全評価結果が出るまでには約2カ月(申請から7営業日以内の受理決定、その後原則として45営業日以内に評価結果、延長の可能性あり)要することから、CIIO、重要データ処理者又は大量個人情報処理者に該当する場合で、個人情報や重要データの越境移転が想定される場合には、早期に安全評価を実施しておく必要があると思われます。

以上

具体的な事案に関するお問い合わせ ☒ メールアドレス: info_china@ohebashi.com

[back to contents](#)

本ニュースレターの発行元は弁護士法人大江橋法律事務所です。弁護士法人大江橋法律事務所は、1981年に設立された日本の総合法律事務所です。東京、大阪、名古屋、海外は上海にオフィスを構えており、主に企業法務を中心とした法的サービスを提供しております。本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供に止まるものであり、個別具体的なケースに関する法的アドバイスを想定したものではありません。本ニュースレターの内容につきましては、一切の責任を負わないものとさせていただきます。法律・裁判例に関する情報及びその対応等については本ニュースレターのみに依拠されるべきでなく、必要に応じて別途弁護士のアドバイスをお受け頂ければと存じます。